



情報館 ⑥ 個別避難計画

健康福祉政策課
長寿社会課
障がい福祉課

☎ 382-9012
☎ 382-7935
☎ 382-7626

📠 382-7607
📠 382-7607
📠 382-7607

✉ kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp
✉ chojushakai@city.suzuka.lg.jp
✉ shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

「個別避難計画」の作成を進めています

近年の地震や風水害では、高齢者や障がい者などが犠牲になっている割合が高い状況が続いています。本市は、高齢者や障がい者などが災害時などに地域から支援を受けられるように、「個別避難計画」の作成を進めています。



災害時の安否確認などに活用

個別避難計画とは、災害時に避難などの支援を必要とする方（避難行動要支援者）一人一人に合わせて「誰が支援して」、「どこに避難するか」などを記載する計画です。

計画に記載された情報は、民生委員・児童委員、

自治会長など避難支援等関係者が共有し、災害時の安否確認などに活用されます。

※計画を作成することで、優先的に避難や援助を受けられるものではありません。

個別避難計画の作成について

個別避難計画の作成対象になるのは、避難行動要支援者に該当する方です。

避難行動要支援者には、希望により登録される方と、自動的に登録される方がいます。避難行動要支援者のうち、個別避難計画の作成と個人情報の

提供に同意された方に個別避難計画を作成していただきます。

※施設入所者は、登録対象に含まれません。



■希望により避難行動要支援者として登録される方

対 象	登録方法など
70歳以上の一人暮らしの方	民生委員・児童委員または長寿社会課へ ※担当区域の民生委員・児童委員が登録の案内のため伺うことがあります。
75歳以上のみの世帯の方	
70歳以上のみの世帯で、要介護3から5の方がいる世帯の方	
要支援1・2または要介護1・2の一人暮らしの方	
療育手帳B1・B2を持つ一人暮らしの方	障がい福祉課へ
精神障害者保健福祉手帳3級を持つ一人暮らしの方	
難病患者の方	
上記に準ずる状態で支援が必要で登録を希望する方	健康福祉政策課へ

■自動的に避難行動要支援者として登録される方

対 象	登録方法など
要介護3以上の方	郵送などにより、個別避難計画の作成について順次案内します。
身体障害者手帳1級または2級を持つ方	
療育手帳A1またはA2を持つ方	
精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持つ方	
災害時要援護者台帳に登録のある方	

■避難支援等実施者について

個別避難計画の登録申出書には、災害時などに支援を行っていただける近隣に住む方を「避難支援等実施者」として記入する欄があります。記入する際は、自身や家族の方が必ず実施者から了解を得てください。

避難支援等実施者に、義務や責任を課すものではありません。依頼を受けた際は、地域での助け合いにご理解いただき、ご協力をお願いします。



個別避難計画